



あかし交通安全だより 第14号

かわいい我が子を交通事故から守ろう!

平成29年7月

チャイルドシートを使用しましょう!!

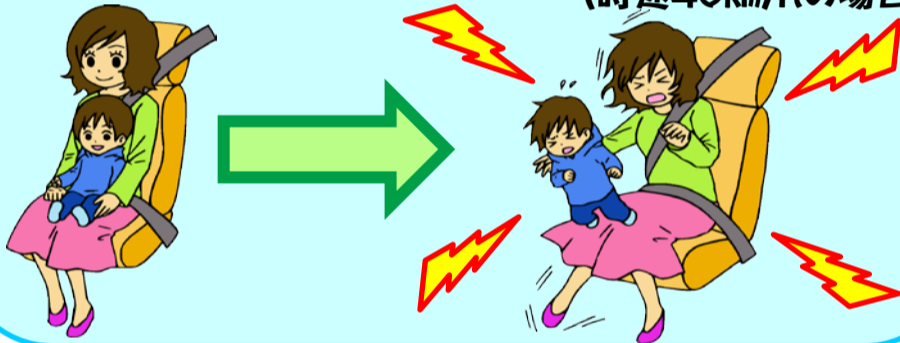
兵庫県下のチャイルドシート使用率は **全国ワースト2位!**

※全国平均使用率**64.1%**、兵庫県下使用率**49.3%**(平成29年4月調査結果)

チャイルドシートを使用しないと...

事故の際に、子供の体重の**約30倍**の荷重がかかり、人の力では子供を支えきれません。

(時速40km/hの場合)



小さな子供は、チャイルドシートが無いと、シートベルトが首や腹部にかかり、身体に傷害を負うおそれがあります。



正しく設置しないと、事故の衝撃でチャイルドシートが脱落するなどして、危険です。



年齢、体格に応じたチャイルドシートを使用しましょう!

《チャイルドシートの使用義務について》

- ◆根拠法令：道路交通法第71条の3第3項
- ◆**6歳未満の幼児**を乗車させる場合にはチャイルドシートの**使用義務**があります。
 - 授乳、負傷等による使用義務除外規定があります。
 - 違反時には、運転者に**行政処分点数1点**が付加されます。

注意!



抱っこより深い愛情 チャイルドシート

明石市・兵庫県明石警察署

交通安全教室をご希望の方は
明石警察署交通総務係
078-922-0110(内線413)まで